

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ハ一①、ハ一②)の認定申請について

全国的に業況が悪化している経済産業省指定の業種に属し、為替相場の変動や人手不足等、外的要因による原材料費や人件費等の高騰による影響を受け、営業利益率が減少している中小企業者への認定です。

1 各種要件

ハ一①	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合で、最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して <u>20%以上減少</u> している事業者
ハ一②	指定業種と非指定業種を営んでいる場合であって、最近3か月における指定業種の売上高が申請者全体の売上高の <u>5%以上</u> を占めており、かつ主たる業種及び申請者全体の最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して <u>20%以上減少</u> している事業者

2 対象者

- (1) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
 - (2) 墨田区内に事業実態がある事業所があること。
 - (3) 中小企業庁指定の業種に属する事業を営んでいること。
(中小企業庁ホームページ セーフティネット保証制度5号参照)
 - (4) 外的要因による原材料費や人件費等の高騰による影響を受け、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比べて20%以上減少していること。
- ※ 指定業種以外の非指定業種がある場合は、最近3か月における指定業種の売上高が、事業全体の売上高の5%以上を占めていることも要件となる(ハ一②)。
- ※ 最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。

3 申請に必要な書類

- ☐ 認定申請書2通(区ホームページからダウンロード可)
 - ☐ 確認書(区ホームページからダウンロード可)
 - ☐ 登記簿謄本(法人のみ)
 - ☐ 法人都民税の納税証明書の原本(法人のみ)
 - ☐ 法人の場合・直近の確定申告書及び決算書の写し
{イータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知(メール詳細)があるもの。}
 - ☐ 個人の場合・直近の確定申告書の写しと 青色申告の場合→青色決算書の写し
白色申告の場合→収支内訳書の写し
{書面による申告をしている場合は2期分、イータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知(メール詳細)があるもの。}
 - ☐ 最近3か月及び前年同期の売上や営業利益等が確認できる各月の書類(損益計算書、試算表又は売上台帳等の写し) ※最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。
 - ☐ 中小企業庁指定の業種の事業を行っていることが確認できる書類等
・営んでいる事業全てが指定業種に属することが確認できる書類等(許認可等が必要な業種の場合は許認可証、その他の業種の場合は事業で取扱いしている製品のカタログ等の写し。)
- ※金融機関等が代理で申請する場合は、委任状が必要となります。

＜問合せ・連絡先＞

墨田区産業観光部経営支援課
電話：03-5608-6183(直通)